

【平成25年第2回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成25年6月20日 まちづくり委員長 松原 成文

- 「議案第71号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第72号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも地区計画の区域内における建築物に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 小杉町2丁目地区周辺の風害の現状及び対策について

当該地区周辺の風害については現地での計測ではなく、風洞実験により現状を把握している。風環境区分が中高層市街地に相当する領域Cの地点が数箇所存在するため、当該地点の風環境の改善を目指にして樹木の植栽を実施したが、枝葉がまだ生育中のため、対策による効果は未確認である。

* 風速計により計測した数値の公表について

風速計はタワープレイス敷地内に設置されているため、計測した数値を公表する際には事業者の同意が必要である。そのため、事業者と協議した上で、計測した数値を公表する方向で検討したい。

* 小杉町2丁目地区開発計画における日影の影響について

当該計画においては、建物を日影の影響を抑える形状としたため、日影の影響は限定的であると考えている。

* 固定資産税額の増加について

武蔵小杉駅周辺の開発によって地価が上昇すると、周辺住民の固定資産税額が増加する可能性がある。しかし一方で資産価値の上昇も生じるため、メリット・デメリット両方があると考えている。

* 小杉町2丁目地区開発計画の事業者に対する税制面の優遇措置について

当該計画は民間業者による開発計画であるため、市街地再開発事業とは異なり、税制面の優遇措置は採られていない。

* 開発計画策定開始段階からの住民参加について

武蔵小杉駅周辺における開発計画については、企業等の私有地内の開発が大部分であり、土地所有者が権利を有するため、計画策定開始段階からの住民参加は非常に困難である。今後、同地区で予定されている開発計画に当たっては、早期に住民に情報提供等を図っていきたい。

* 今後の武蔵小杉駅周辺における防災の観点からのまちづくりについて

武蔵小杉駅北側地区については、防災まちづくりの方針を示しており、小杉町2丁目地区を一時避難及び防災備蓄スペース、日本医科大学を救急医療拠点、エルシィ跡地を防災情報拠点などに位置付け、地域の防災機能強化を目指している。

* 小杉町 2 丁目地区開発計画に伴う自動車及び自転車対策について

当該計画においては、大規模な商業施設の整備は予定されていないため、自動車の交通量の増加は限定的であると考えており、交通管理者と協議し、周辺道路の幅員は変更しないことを決定した。自転車対策については、当該地区内に公共駐輪場を約 200 台分整備するとともに、周辺道路の歩道への自転車道整備について交通管理者と協議していく予定である。

* 都市計画審議会における小杉町 2 丁目地区地区計画案に関する審議内容について

本件については事前の住民意見で反対が非常に多かったため、風害、日影、都市計画マスターplan、住民説明等について慎重に審議を実施した。審議の結果、地区計画自体は妥当であるとして原案を承認いただいたが、審議会会長から、今後は住民に対し早い段階で説明する必要があるとの意見があった。

* 小杉町 2 丁目地区開発計画に係る市の予算支出等について

武蔵小杉駅周辺地区全体の計画策定のための調査委託や幹線道路整備に対しては市の予算を支出するとともに国の補助金が交付されているが、小杉町 2 丁目地区開発計画は民間の開発計画であり、当該地区の範囲内に限定すると市の予算支出や国の補助金交付はされていない。

* 小杉町 2 丁目地区開発計画に対する地元町内会の意見について

当該地区が属する小杉町 2 丁目町内会に対しては開発計画の概要を説明した際、町内会に対する地域貢献として、開発計画区域内の広場を災害時の避難場所やイベントスペースとして利用可能とすることや、地域で利用できる備蓄倉庫、集会所、保育施設の整備について要望があった。この要望を開発計画に反映させることで、町内会の役員には開発計画を御了承いただいたと認識している。

《意見》

- * 道路については大規模開発終了後の拡幅等の整備が困難であるため、住居等の整備に先立って、道路整備を実施する必要がある。
- * 小杉町 2 丁目地区のような住宅地に隣接する地区の開発に当たっては、工場跡地等の住宅地に隣接しない地区とは開発手法を変え、住民意見が開発計画に反映されるようにすべきである。
- * 小杉町 2 丁目地区地区計画における容積率、高度制限の緩和は超高層ビルの建設を可能にするものであり、看過できないため、いずれの議案についても賛成できない。

《議案第 71 号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 72 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 73 号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 本議案による小田公園プールの廃止については地元住民も同意していると聞いて

いるが、地域に根ざしたプールについては、引き続き需要があると考える。関係部署と連携して各学校のプール開放の実施や、市営プールの維持に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第74号 川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第75号 川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* パブリックコメントに対する意見提出者が1名にとどまったことに関する見解について

市営霊園に指定管理者制度を導入するに当たり、パブリックコメントを実施したが、霊園は利用者以外の市民にとってあまり身近でない施設であるため、意見提出者が1名にとどまったと考えている。また、その1名の提出者の意見も、市営霊園全体の維持管理手法についての意見が大部分であった。

提出された意見については、今後の市営霊園の維持管理にいかしていきたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第86号 町田市道路線の認定の承諾について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第87号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

* 市道路線の廃止に要する期間について

市道路線の廃止については、申請が提出された後、議会に議案を提出し、議決後2か月の管理期間を経て手続が完了するため、申請からおおむね6か月から8か月を要する。本議案の廃止対象路線は、おおむね3か月から4か月前に廃止申請された路線である。

* 住宅敷地内に廃止対象の市道路線が存在する理由について

住宅敷地内に廃止対象の市道路線が存在する理由としては、例えば廃止対象路線が住宅敷地内に存在する状態で住宅の建設工事が開始された事例がある。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第93号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第57号 「円筒分水、かすみ堤を活かした『緑の回廊』づくり」を推進するため久地かすみ堤の保全、整備を求める請願」

《請願の要旨》

市が高津区久地「かすみ堤」を国から買い取り、住民の意見を聞いて保全、整備すること、及び高津区役所を中心に進めてきた「円筒分水、かすみ堤を活かした『緑の回廊』づくり」を推進することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

請願対象地は、堤防の形態で細長く、3ブロックに分かれている。西側部分には桜があり、中央及び東側部分は一部資材置場となっている。また当該地は現在、国土交通省京浜河川事務所が管理している。

請願対象地についてのこれまでの経緯は、平成19年に「かすみ堤防を緑道公園にすることに関する請願」が市議会で採択され、国等に対して意見書が提出された。

平成20年には国に対し、請願対象地の取得を前提に協議する旨を回答し、その後、高津区役所において基礎調査を実施した。

本請願に対する市の考え方については、請願対象地が位置する久地2丁目には既に整備済みの公園があり、優先的に公園の整備を推進する町丁目には該当しないため、市が土地を取得して新たに公園を整備することは大変困難であると考えている。

また、歴史や文化的意義をはじめ、環境や防災など、総合的な視点から全庁的に検討を進めてきたが、施策として位置付けるに至っていない状況である。

今後は、国との協議の機会を通じて、本市の状況を国へ説明するとともに、平成19年に国等に提出された意見書の趣旨を踏まえて、地域の声や要望を伝え、当該地の保全に配慮を得られるよう、関係局と連携して働きかけていきたい。

《主な質疑・答弁等》

*請願対象地の保全・活用に向けた市の取組及び進捗状況について

請願対象地が位置する久地2丁目には久地伊勢宮河原公園が整備済みであり、緑の基本計画で設定した基準によると、優先して公園を整備する町丁目には該当しないため、公園整備のために請願対象地を取得することは困難であると考えている。

このため、公園整備以外の目的で市の施策に位置付け、保全を行うため、当初は久地円筒分水整備事業の一環として、請願対象地を取得する可能性を模索した。この間、川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画にかすみ提保全活用事業を位置付け、全庁的に検討したが、手法、意義等について合意に至らず、実施内容を明示するまで施策としての具体化が進行していない。今後についても全庁的な調整の必要性は認識しており、適宜関係局と協議する考えである。

*市の公園整備基準における課題について

請願対象地が位置する久地2丁目は、平瀬川で南北に分断されており、平瀬川以南には公園が無い状況となっているが、緑の基本計画で定める現在の基準に照らすと公園が充足されている地区となる。この点は現在の公園設置基準の

課題であると認識しており、平成27年度以降予定している緑の基本計画改定の際に解決策を検討したいと考えている。

* 請願対象地以東にある一連の堤防の用途及び現状について

請願対象地以東にある一連の堤防は河川区域に指定されており、現在も堤防の役割を担っている。請願対象地については、堤防の設置が不要となつたため、河川区域の指定から除外したと京浜河川事務所から聞いている。

* 請願対象地についての協議の相手方及び協議内容について

当該地については所有者である国土交通省京浜河川事務所と、平成19年の請願採択以降、現在まで合計16回の協議を実施した。平成20年に、久地円筒分水関連事業として取得を前提に協議する旨を京浜河川事務所に回答したが、現在でも施策として明確に位置付けられておらず、市が取得することについては、現時点では未定である。

対象地は河川区域から一般財産に区分変更が行われ、一般財産の売却を推進する財務省の意向を受けて、関東財務局から京浜河川事務所に対して売却の指導がされていると聞いており、協議の際には、市の財政状況が厳しいため、売却については時間を頂きたいと伝えている。

* 公有地における緑の保全への考え方について

請願対象地は国有地であるため、市有地と異なり市の意思反映の余地が少なく、保全は非常に困難であると考えている。

* 平成20年度から平成23年度の間に高津区役所で実施した調査の結果について

平成20年度の調査では、かすみ提の歴史的・文化的意義の整理及び広域的な視点での保全・活用の検討を実施した。調査の結果、歴史的・文化的意義については、大正時代に実施した国の工事において、それ以前から存在していた堤防を利用して築造されたものであるとの見解を得た。また広域的な視点での保全・活用については、都市化が進む高津区内の貴重な緑のオープンスペースであり、当該地域一体を地域資源として捉える必要があるという結論に至った。平成21年度は地元住民の利用状況の調査を実施した。平成22年度の調査では、取得・整備の手法を検討し、3分割された請願対象地を3か所同時に整備・取得することが最良だが、財政状況等を踏まえると、桜の木がある箇所を先行して取得・整備することが良策であるとの結論に至った。平成23年度は防災の観点からの整備について、他都市事例等を踏まえて検証した。

* 請願対象地を国からの借地として整備する可能性について

当該地を国からの借地として整備することは保全・活用の1つの方法と考えており、今後検討したい。

《意見》

* 優先して公園を整備する地区には、既に住宅地として開発され公園を設置する用地が存在しない地区もある。一度失われてしまった緑を再生させることは非常に困難であるので、請願対象地に緑が現存する間に、保全に向けて全庁的に連携して手を尽くしてほしい。

* 当該地の取得価格は高額のため、市の財政状況を考えると取得が困難であること

を、市が周辺住民に説明して理解を得る必要がある。

* 請願対象地の資材置場に設置された柵については、市が京浜河川事務所に対し、撤去を要望すべきである。

* 平成19年度に、防災緑道公園にすることを願意とした請願が市議会で採択されたことを重く受け止め、現在作成中の第4期実行計画では施策として位置付けてほしい。

《取り扱い》

- ・ 請願対象地を国からの借地として整備するという新たな方法も含めて、今後国と協議を進める必要がある。対象地の緑は保全すべきであると考えているため、趣旨採択とすべきである。
- ・ 対象地を取得する方法は、公園として取得する以外にも、全庁で検討すれば様々な方法を見出せると考えられる。緑の保全は非常に重要な課題であると認識しているので、趣旨採択とすべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

○ 「請願第59号 幸区の塚越踏切付近の市道に関する請願」

《請願の要旨》

幸区の塚越踏切付近の市道を誰もが安全に通行できるように整備及び対策を取ることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本請願の対象である市道幸4号線は塚越踏切と小倉跨線橋を結ぶ片側1車線の幹線道路であり、混雑時間帯においては、JR南武線塚越踏切の遮断により、車両や歩行者、自転車の滞留が発生している。付近の歩道には電柱や標識柱の設置により狭い箇所もあり、また車両出入口の切下げにより、歩道が急勾配の波打ち歩道となっている。さらに車道の路肩部には車両出入用の乗り上げブロックが設置されている箇所もある。

このような状況を踏まえ、歩行者等の安全対策として、これまでに、車両に対し速度抑止や注意喚起を促す路面標示や、車道及び踏切内の歩道をカラー化するなどの対策を実施した。

平成25年2月、当該路線の横断歩道の停止線付近で、踏切方面から自転車に2人の子供を乗せ、歩道を走行していた女性が、自転車を避けようとして転倒し、後部座席に乗っていた女児が停車中の大型車の下に投げ出され、動き出した後輪にひかれ死亡するという事故が発生した。

事故発生後、区内の幼稚園、保育園へ自転車安全利用のチラシと保護者向け交通安全冊子の配付を行い、春の交通安全運動期間中、警察、区役所、地域住民等により、朝の通学時間帯に交通監視活動を実施した。

また、事故発生現場付近に自転車へ注意喚起を促す路面シールの設置や、住民が車道の路肩部に設置している車両乗り上げブロックの撤去指導を行った。

請願の趣旨に対する本市の今後の取組としては、引き続き各季の交通安全運動期

間中に警察、区役所、地域住民等による交通監視活動を実施する予定である。また、その他の期間においては、地域住民や警察等が連携し、平日の登校時間において監視活動を実施すると聞いている。

車両の乗り上げブロックは、一部撤去済みだが、未撤去の乗り上げブロックについても継続して撤去指導を行う。また、歩道内の電柱や標識柱の撤去・移設についても、電柱管理者や交通管理者等の関係機関と協議・調整を行う予定である。

さらに、波打ち歩道の解消を目的として、セミフラット型歩道の整備に向けて、交通管理者や地元商店街等と協議・調整を行う予定である。

《主な質疑・答弁等》

* 乗り上げブロック撤去指導の進捗状況及び今後の課題について

事故発生現場付近で乗り上げブロック設置箇所は4か所あり、乗り上げブロック所有者に撤去指導を行っている。4か所のうち1か所は撤去済みであるが、それ以外の3か所については所有者が自動車の入庫・出庫に使用しており、早急に撤去するのは難しいとの回答があった。この3か所については引き続き撤去指導を行っていく予定である。

* 事故発生現場付近の歩道に市が切下げ工事を実施することについて

歩道の切下げ工事は、土地所有者が申請し、自己負担で実施することが原則であるため、市が切下げ工事を実施することは難しい。

* セミフラット型歩道整備の進捗状況について

現在、現場状況を確認し、設計を行っている段階である。今後、交通管理者や地元商店街との協議を行い、平成25年中に工事に着手する予定である。

* 電柱及び標識柱の撤去・移設協議の進捗状況について

事故発生現場付近の歩道には、電柱2本と標識柱1本が近接して設置されており、歩道が狭あいである。協議の結果、電柱については電柱管理者から2本のうち1本の撤去が可能、また標識柱については交通管理者から現在よりも小型の標識柱に変更が可能との回答があった。

* 塚越踏切以東の道路を市の無電柱化計画の対象とすることについて

平成21年度から25年度までの計画期間で実施している、第6期無電柱化推進計画では当該道路は対象外であるが、今後第7期無電柱化推進計画の策定に当たっては、当該道路を対象にすることについて検討したい。

* 市道幸4号線の大型車交通規制設定について

当該道路は大型車交通量が多いため、大型車の交通規制について交通管理者と協議したが、付近の道路に代替路線が無く、交通規制の設定は困難であるとの回答があった。

* 市道幸4号線の都市計画による拡幅について

当該道路は、昭和32年に、幅員12メートルと都市計画決定されているが、平成20年度から平成26年度までの7年間の道路整備計画である道路整備プログラムの整備対象になっていない。都市計画決定から年月が経過し、12メートルの幅員が安全確保の観点から適正か否かについても検証が必要と考えており、平成27年度以降の道路整備プログラム策定の機会を捉えて再検討して

いきたい。

* **自転車利用者への注意喚起のための路面標示を実施することについて**

注意喚起のための路面標示の実施については、今後交通管理者と協議していきたい。

* **市道幸4号線への自転車通行帯の設置について**

当該道路は幅員が狭く、自転車通行帯の設置は困難である。

* **平成15年11月の平間駅前の踏切事故発生以降、実施した安全対策について**

市は踏切内の安全対策として、踏切内歩行者通行帯のカラー化を実施した。

また、JRは踏切遮断時間の短縮のため、通過する電車の種類により踏切遮断時間を調整する踏切を導入した。

* **市道幸4号線のセミフラット型歩道整備における費用負担について**

市道幸4号線については道路整備の一環としてセミフラット型歩道の整備を実施するため、費用は市が負担する。

* **事故発生現場付近以外の市内の危険箇所について**

事故発生後の調査によると、交通量が多く、かつ歩道・車道の幅員が狭く、乗り上げブロックが設置されている危険箇所は市内の31路線で110か所存在する。このうち所有者が判明した78か所で乗り上げブロックの撤去指導を実施し、9か所が既に撤去済みである。未撤去の箇所については引き続き撤去指導及び歩道切下げ工事施工の依頼をしていく予定である。

* **自転車の交通安全対策を市が主導することについて**

自転車事故は近年大きな社会問題となっており、市では自転車対策に関する基本計画及び実施計画策定のための検討を開始した。計画策定後は、この計画に沿って、交通安全対策を実施する予定である。

* **国の通学路緊急点検における危険箇所指定の有無について**

当該道路については、道路管理者による対策が必要な箇所には指定されていない。

* **市道幸4号線の歩道へのフラット型歩道導入について**

市道幸4号線にフラット型歩道を導入し、車道と歩道を同じ高さにした場合、車道と歩道の境界をブロックで隔てるため、ブロック部分だけ車道・歩道と異なる高さとなる。このため、ブロック部分は走行不可能となり、ブロックの幅だけ歩道が狭くなってしまうため、市道幸4号線の歩道には適当でないと考えている。セミフラット型歩道はこの問題が解消できるが、車道と歩道の段差が低いため歩道部分に自動車を駐車される可能性がある。このため駐車を防止するため、ポール等を設置することを考えている。

《意見》

* **自転車利用者がルールを守って走行するよう、自転車利用者のマナーアップについても啓発活動を実施すべきである。**

《取り扱い》

・本請願の対象箇所は道路・歩道ともに狭く、車両等の交通量が多い危険な場所であり、安全に通行できるような整備が必要であると考えるため、採択すべきであ

る。

- ・本請願の対象箇所については歩道のセミフラット化、電柱・標識柱の撤去・移設等具体的な整備内容が示されており、今後整備に着手することが決定しているため、採択すべきである。
- ・迅速な安全対策の実施が必要であると考えるため、採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択

○「請願第60号 等々力緑地の再編に伴い廃止される等々力プールの速やかな代替措置に関する請願」

《請願の要旨》

等々力緑地の再編整備の中で廃止されるプールについて、利用実態、市民ニーズを踏まえた上で、速やかな代替措置を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

等々力緑地再編整備については、平成20年10月に「等々力緑地再編整備検討委員会」を組織し、「等々力緑地再編整備実施計画」を取りまとめた。

平成23年11月には、「等々力陸上競技場整備計画」として取りまとめ、また、平成25年3月には硬式野球場の改築整備に向けて「等々力硬式野球場整備計画」を策定したところである。

「等々力緑地再編整備実施計画」において、現在のプールについては施設が老朽化していることや、敷地の効果的な利用が図られていないことを課題として挙げ、施設の整備の方向性として、プールは利用期間の長い、じゃぶじゃぶ池に変更するとともに、健康維持・健康づくりという視点からの施設の必要性については、大規模施設への複合化や公園区域の拡大に合わせた整備の可能性などについて検討することとしている。

また、「等々力陸上競技場整備計画」においては、プールは、硬式野球場整備に合わせ廃止し、じゃぶじゃぶ池を整備することとしており、プールの大規模施設への複合化については、硬式野球場スタンド下及び競技場メインスタンド下は、諸室等を整備する必要があることから困難であるため、事業評価を実施した上で、陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下への複合化の可能性について検討する予定としている。

今後のスケジュールについては、平成27年度の秋以降に現在の硬式野球場とプールを含む周辺施設の解体に着手する予定であり、等々力プールについては、平成27年度の夏まで利用し、野球場整備に合わせて廃止する計画である。

本請願に対する市の対応方針については、現在のプールは老朽化などの課題から廃止する計画としているが、等々力プールは多くの市民に利用され、親しまれることから、代替措置として、じゃぶじゃぶ池の整備とプールの大規模施設への複合化を検討する。じゃぶじゃぶ池は、新たな水遊び施設として、水を流した滑り台などの遊具機能を併せ持つ施設として、幼児から小学生程度を対象とし、無料で利用できる施設として考えている。水を流す期間は、おおむね5か月間程度とし、そ

れ以外の期間は、遊具として利用できる施設として検討していきたい。

整備時期は、野球場と同様に平成29年度末までに整備を行っていきたいと考えている。

プール施設の陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下への複合化については、平成28年度に陸上競技場の第2期整備に向けた事業評価を実施することとしているので、プールの複合化についても、陸上競技場整備と同様に検討していく。

《主な質疑・答弁等》

* プール整備の実現可能性について

プール整備については、陸上競技場の第2期整備と合わせて複合化の検討を進めたいと考えている。現在のサイドスタンド・バックスタンドについては、過去に増築を行った際の市債の償還がまだ終わっていないため、第2期整備に着手する上では、財政的な検証も必要である。さらに、Jリーグ等の試合開催と並行して整備することの可否や、工事の工法などについても精査し、整備の具体的な方向性を検討したいと考えており、併せてプールについても検討していきたい。

陸上競技場については、サッカー、陸上競技ができるということ以外の魅力も追求していく必要があると考えている。整備計画で陸上競技場に複合的な要素を設けるとしているが、プールも要素の一つとして魅力の向上を図ることができる施設であると考えているので、第2期整備の中でプールに対するニーズを把握し、幅広く検討していきたい。

* プールを利用した健康増進及び水泳の振興について

本市の「スポーツ振興計画」において、公園プールは市内のスポーツ振興の中の重要な位置付けとなっている。また、「健康増進計画」にも、「市は市民の健康増進に向けた環境整備を進める」という記述があり、この「環境整備」にはプールの整備も含まれると考えている。さらに「かわさき子ども『夢と未来』プラン」では、「子ども連れて外出しやすい公共施設の整備を進める」という記述があり、当プランにおいて100円で一日利用できるプールは非常に重要であると認識している。

ただし、公園内のプールは、運動目的よりも家族連れのレジャーで利用されていることが多い、本市におけるプールの在り方については、全局的な議論が必要だと考えている。

* 他都市における同規模の陸上競技場とプールの複合施設の事例について

Jリーグ等がサッカーで利用している陸上競技場のうち、室内プールが設置されている事例は、日産スタジアム、ノエビアスタジアム神戸及び豊田スタジアムの3か所である。

* 他都市の複合施設の管理方法及びプールの活用事例について

他都市の複合施設では、指定管理者による管理運営という管理方法としており、指定管理者による事業展開の一つとして、水泳教室等を開催している施設もあると聞いている。

* じゃぶじゃぶ池の機能及び位置付けについて

現在の等々力プールの代替としては、じゃぶじゃぶ池とプールの2つをセットで考えている。じゃぶじゃぶ池は児童対象で水遊びができる施設として位置付けており、健康維持や、水泳をするという機能としては、プールを大規模施設に複合化することを検討する。現在の等々力プールの廃止に伴い、代替施設がじゃぶじゃぶ池だけということではない。

* **現在の等々力プールの防災上の位置付けについて**

等々力緑地は広域避難場所に指定されているが、プールについては、特に防災上の位置付けはない。

* **等々力緑地周辺の小中学校プールの開放状況について**

警察から、プール開放を行うに当たっては警備業法の認定を受けた警備業者の監視を実施するよう指導があり、実施する学校が減少している状況である。そのため、平成24年度は66校でプール開放を実施したが、平成25年度は、実施校が66校から34校に減少する見込みである。

* **陸上競技場第2期整備に関する市債残高及び償還のスケジュールについて**

平成29年度末の時点で、市債残高は28億円の見込みである。第2期整備に着手する上で、この費用を一括で償還するか等の財政的検証を平成28年度に実施する予定である。

* **改修、建て替えのそれぞれの方法を選択した場合のプール複合化の実現可能性について**

第2期整備は、建て替えを前提とした計画である。施設改修の方法を選択した場合、構造的にプール複合化は非常に難しいと考えている。

《意見》

- * 等々力陸上競技場整備計画については、スケジュール等を市民に説明し、理解を得ながら進める必要がある。
- * 市内では、プールが減少しており、競技大会が開催できるような大規模なプールも無い。等々力には大規模施設を整備できる可能性があり、室内プールにすれば1年間利用できるので、是非検討してほしい。
- * 大型施設への複合化の検討の中で、プールの新設を進めるのであれば、プールに防災機能を持たせることも検討してほしい。
- * 現在の等々力プール廃止後は、教育委員会と連携し、小中学校のプールを有効活用できないか検討してほしい。

《取り扱い》

- ・ プールの大規模施設への複合化については、前向きな検討が必要と考えられるので、趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択